点について伺う。

整備調査の進行状況に

ついて

基本理念に変わりはない 見るべきだ」という制度の

回定例会では4名の議員が行いました。 質問と答弁の要旨は次のとおりです。

븁

深

見

迪

制度発足当時の「介護は個

され十年経ったが、 介護保険制度が導入

人の責任ではなく、社会が

増えた。そのことによって の度合いが下がる人たちが 状態が変わらないのに認定 の時、認定の内容も変わり、 予防給付が導入された。 そ 平成十八年度の改定で新

> か。 たという実態はなかった 必要な介護が制限されてき

町長サービスの低下にならぬよう取り組む

制度見直しにあたって介護サービスの向上を

がどうか。 四期介護保険制度新計画で 考えられるが、そのことに げられる危険性が大きいと らないのに介護度だけが下 削られ、さらに状態が変わ は認定のための調査項目が のではないかと懸念される よってサービス低下になる また、四月スタートの第

も町は一定の責任を持つべ きと考えるがどうか。

る介護」であると考えてい 介護から、社会全体で支え

本町においては、 新予防 や介護職員等の待遇改善に な質の高い介護を保障する 介護を求める住民に、 ために、ケアマネージャー

理念は「家族による 介護保険制度の基本

をしている。 た生活が営まれるよう努力 により、被保険者の自立し を受けた被保険者がいた 給付により保険給付の制限 他の制度との併用など

72

に取り組んでいきたい。 の低下につながらないよう 即した判定をし、サービス ては、本町としては実態に 個々の介護認定にあたっ

ていく。 き続き待遇改善の要請をし で、町では国、道に対し引 は国の専決事項であるの 職員等の待遇改善について ケアマネージャー や介護

## 町 長 情報通信基盤整備の状況はどうか |年度後半の供用開始予定

敏文

田中

信基盤整備について次の七 に着手しているが、情報通 未整備地域の環境整備調査 て、ブロードバンド 地域活性化対策とし

二、整備手法について 三、整備終結までの予算措 置について

五、受益、使用者の負担に ストについて 整備後のランニングコ

六、供用開始時期について

ţ 住民サービスなど、充実 向上される施策について 農林業・産業・環境

施設運営事業者の選定を行 調査とサー ビス提供を行う の住民に対する意向 本年度は未整備地区

> 率は三分の一である。 円程度の事業費で国の補助 整備するため無線LAN式 域で人口密度の低い地域を う予定である。 による整備を考えている。 予算については、 整備手法については、 使用者負担は、町が負担 約一億 広

生しない。 するので、 が負担する運営費とを相殺 すべき保守料と運営事業者 原則町負担は発

> 指している。 円程度の予定である。 二十 ンタル料を含み6、500 額利用料は無線アンテナレ 万7、000円程度で、月 二年度後半の供用開始を目 また、 当初の設置費は2

が考えられる。 学などの生活の利便性向上 ける生活情報から就職・進 教育活動、 営や遠隔地の学校における 施策については、 さらに個々にお 酪農経

必要

## 調議員 本町の雇用状況と今後の対策につ

# 町長効果的な施策に取り組む

平川

ない大変厳しい状況下にあ く増えるなど先行きの見え 化し、失業者数が近年にな る。本町は昨年九月補正で 規模事業者の雇用体系が悪 の影響を受け中小企業・小 郆 より急激な景気低迷 世界的な金融危機に

> 雇用の場は喫緊の課題と考 状況の観点から、就業者の 雇用と働く側から見る就業 いるが、本町の経済状況を 内各方面から評価を受けて 雇用対策をいち早く講じ道

えることから

本町のここ数年の就

どのように把握している 業状況と失業率について

又、管内の傾向はどうか。 業の問題に関わるべきと をどう認識しているか、 本町企業の雇用状況 行政はどう雇用と就

五次実施計画が三年間を 策について伺う。

果に基づく就業者数で、四、

ら実施されるが、特に雇 用施策の取り組み及び対 方式により二十一年度か 一期間とし、ローリング

七一一人となっている。 建 九年度の国勢調査結 本町における平成十

> 定な雇用状況にある。 設業の就労割合が高く季節 労働者も多いことから不安

四

第三期総合計画、

第

考えているか。

重要な課題である。 期における事業量の確保が 通年雇用化のために閑散

握していない。 確に、かつ迅速に取り組ん 開示がない事から数値は把 査が基本であり詳細な区分 効果的な施策の実施に的 失業率については国の調

でいきたい。

# の配置でさらなる食育を

## 末柄 教育長配置を要請していく

も制定され、家族の団らん、 てることを目標としてい 食を通して健全な人間を育 や安全性、料理の楽しさ等、 地産・地消、 が創設された。食育基本法 立てようと、栄養教論制度 食生活と食習慣の確立に役 の人間形成や健康な 近年、幼児・学童期 食料の自給率

二〇〇八年の教育行政方

はじめての給食

次の点について伺う。 て充実を図るとしているが 針で食に関する教育につい

過になっているか。

導入についてどのような経 結果はどうか。 栄養教論の 会」が発足しているがその 早起き・朝ごはん全国協議 と経過はどうか。「早寝・ しているようだがその内容 科を中心に授業の中で指導 食育は学校において家庭

> がどうか。 を重点的に取り組んでいく ことが最重要課題と考える 今後教育行政の中で食育

ど、教育活動全体を通して 取り組んでいる。 食と健康な体についてな 気候、植物のつくりや育ち、 食物を使った料理、 野菜づくりなどの農 業体験、収穫をした 農業と

> とで進んでいる。 ている。栄養教論の配置に して発令し、兼務で行うこ て、併設する学校に教論と 配置していた栄養士に替え ついては学校給食調理場に 布し映像を通して呼びかけ て啓発DVDを各学校に配 朝食を取る重要性につい

IJ めていくことが必要であ 置し発令する予定となって 行政が連携をもちながら准 はもちろん、学校、地域 いる。教育の推進には家庭 本町では標茶小学校に配 大切であると考える。